

愛知きわみ看護短期大学における公的研究費の運営・管理の責任体系

平成27年4月1日

(愛知きわみ看護短期大学研究活動及び公的研究費の管理・監査に関する規程第3条)

最高管理責任者 ; 学長

本学に、研究活動及び公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

(同上規程第4条)

統括管理責任者 ; 学科長

本学に、最高管理責任者を補佐し、研究活動及び公的研究費の運営及び管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、学部長をもって充てる。

(同上規程第5条)

コンプライアンス推進責任者 : 事務局長

大学内の各部局における研究活動及び公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、事務局長をもって充てる。